



# 三重県公報

令和3年11月2日 (火)

第 257 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
674	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
675	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定の更新	( 獣 害 対 策 課 )	2
676	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定	( 同 )	3
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	5
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	5
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	6

告 示

**三重県告示第 674 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 11 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 14 年 7 月 19 日 第 6 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 松幸農産	代表取締役 松田 義信	伊勢市川端町 205 番地の 1

- 3 変更内容  
代表者の変更  
代表取締役 松田 義信

**三重県告示第 675 号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の指定を更新します。

令和 3 年 11 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 第 1
  - 1 名称  
松阪市神戸鳥獣保護区
  - 2 区域  
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
平成 24 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで
  - 4 保護に関する指針  
次のとおりとする。
- 第 2
  - 1 名称  
津市久居南東部鳥獣保護区
  - 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで
  - 4 保護に関する指針  
次のとおりとする。
- 第 3
  - 1 名称  
明和町鳥獣保護区
  - 2 区域  
多気郡明和町（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで
  - 4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第 4

- 1 名称  
津市久居中部鳥獣保護区
- 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 保護に関する指針  
次のとおりとする。

第 5

- 1 名称  
名張市比奈知ダム鳥獣保護区
- 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 保護に関する指針  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

---

三重県告示第 676 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定を更新します。

令和3年11月2日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称  
松阪市北東部特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

第 2

- 1 名称  
津市神戸・大釜池特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

第 3

- 1 名称  
津市一身田特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）

- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第4
- 1 名称  
鈴鹿市中西部特定猟具使用禁止区域（銃猟）
  - 2 区域  
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和23年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第5
- 1 名称  
四日市市河原田特定猟具使用禁止区域（銃猟）
  - 2 区域  
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第6
- 1 名称  
亀山市中庄特定猟具使用禁止区域（銃猟）
  - 2 区域  
亀山市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第7
- 1 名称  
津市香良洲町香良洲海岸特定猟具使用禁止区域（銃猟）
  - 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第8
- 1 名称  
伊勢市東大淀地区特定猟具使用禁止区域（銃猟）
  - 2 区域  
伊勢市（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和23年10月31日まで
  - 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 第9

- 1 名称  
津市美里町小津原池特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

第10

- 1 名称  
伊賀市高山ダム特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和23年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

第11

- 1 名称  
明和町大淀第2特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 2 区域  
多気郡明和町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間  
令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和3年11月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳補正）
- 2 作業期間  
令和3年10月7日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
亀山市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年10月18日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和3年11月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）

## 2 作業地域

松阪市下蛸路町、尾鷲市南浦及び同市賀田町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 11 月 2 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 10 月 19 日	三重郡菰野町大字大強原字内垣外 3308-5 ほか 1 筆	四日市市金場町 6-7-1 ゴールドプレイス B-302 富永淳哉 四日市市金場町 6-7-1 ゴールドプレイス B-302 富永知里
令和 3 年 10 月 22 日	三重郡川越町大字当新田字宮前 589	四日市市午起 2 丁目 3-17 大日倉庫有限会社 代表取締役 水谷義雄
令和 3 年 10 月 25 日	多気郡明和町大字坂本字西垣外 1194-4 ほか 3 筆	松阪市大黒田町 511-3 株式会社セゾンホーム 代表取締役 小島明

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---